

事 務 連 絡
令 和 7 年 1 0 月 3 0 日

各

都道府県
市町村
特別区

 援護主管課特別弔慰金担当者 様

厚生労働省社会・援護局
援護・業務課
(担当：給付係)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求等の手続に係るオンライン申請の運用開始について（依頼）

令和7年9月2日付け社援援発 0902 第1号（別添1）に関し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求等の手続について、マイナポータルサービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）（以下「ぴったりサービス」という。）を活用したオンライン申請の運用開始にご協力いただきたく、【別紙】のとおりご対応をお願いいたします。

令和7年12月1日より、ぴったりサービスを利用した戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（以下「特別弔慰金」という。）の請求に係る運用が開始されます。

については、下記にオンライン申請運用開始までのスケジュール、各市区町村にて実施いただく設定作業その他諸事項をまとめましたので、ご確認のうえ運用開始に向けて体制を整えていただきますようお願い申し上げます。

記

1. オンライン申請の概要

ぴったりサービスは、自治体における各種行政手続をスマートフォンや PC などの端末を用いてオンラインで行えるサービスです。

今回、第十二回特別弔慰金の請求書類のうち、請求書及び現況申立書が、ぴったりサービスで提出可能となります。

現時点ではこれらの書類のみ提出が可能であり、その他の書類の添付や、請求者に対して裁定通知書の交付等を行うことはできません。（※）

（※）順位変更申請については、令和9年4月より運用開始予定です。

2. 運用開始までの作業スケジュール

- | | |
|-------------|--|
| 10月30日（木） | 質問集（別添4）及び問合せ票（別添5）の送付（厚労省→都道府県→市区町村）
各市区町村の設定作業開始日 |
| 11月第2週 | 問合せ票の返送（市区町村→都道府県→厚労省） |
| 11月第3週 | 質問集の送付（2回目）、問合せ票の返送（予定） |
| 11月第4週 | 質問集の送付（3回目）、問合せ票の返送（予定） |
| 11月第5週 | 質問集の送付（4回目）（予定） |
| 11月26日（水）まで | 各市区町村の設定作業完了日 |
| 12月1日（月） | 運用開始 |

3. 各市区町村で実施する標準様式の設定作業について

各市区町村では、12月1日の運用開始に先立ち、標準様式の設定作業が必要となります。
別添2に沿って作業を実施してください。作業に係る所要時間は15分程度です（運用開始に備え、テスト申請による申請データの受取確認を行うことを推奨します）。作業期間は10月30日から11月26日までとなりますので、期間内に作業を完了させていただきようお願いいたします。

4. 申請画面について

実際の申請画面については、テスト申請ページ（別添3）を公開しましたので適宜利用してください。

5. オンライン申請に係る問合せ先について

オンライン申請に係る照会内容は多岐に及ぶことが想定されることから、問合せ先を以下のとおり区分します。状況に応じ該当区分に問合せいただくようお願いします。

(1) オンライン申請における特別弔慰金に係る問合せ先

厚生労働省援護・業務課給付係に次のとおり問い合わせてください。

（別添5の「問合せ票」により対応）

市区町村で質問がある場合、別添5の「問合せ票」に記載の上、所管の都道府県に送付。都道府県では管内市区町村から「問合せ票」の登録があった場合、当省給付係までメールで送付願います。

(2) マイナポータル申請管理の操作に関する問合せ先

ぴったりサービスヘルプデスク（デジタル庁）（※）

電話番号：050-3818-2216

メールアドレス：support@mail.oss.myna.go.jp

受付時間：月曜～金曜 9:30～18:30（祝日、年始年末を除く）

(3) マイナポータル申請管理の運用に関する問合せ先

マイナポータル（ぴったりサービス）運用部局

担当：デジタル庁国民向けサービスグループマイナポータル担当

メールアドレス：kiban.renkei@digital.go.jp

（※）マイナポータル申請管理にログインするためのIDや端末の設定、その他市区町村内のPC環境に関することについては、各市区町村内のマイナポータルサービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）所管部署（主に情報管理部門）にご確認ください。

6. その他留意事項

- (1) オンライン申請については、厚生労働省 HP 内の第十二回特別弔慰金ページにおいて別途、周知を予定しています。
- (2) 運用開始日は12月1日となりますので手続きに遺漏なきようお願いします。

以上